

政策会議付議事案書 (令和7年1月7日)

提案課名 経営総務課、水道施設課
 報告者名 古谷 昭仁、能條 幸治

<p>事案名</p>	<p>秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市では、水道法に基づき、水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない布設工事に加え、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等（以下「資格要件」という。）について条例で定めていますが、その内容は水道法施行令を参酌したものとしています。</p> <p>近年では、技術職員の数が減少しており、職員の確保や技術継承の問題は全国の水道事業体で大きな問題となっています。</p> <p>そうした中、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」の公布に併せて、水道法施行令の一部が改正され、資格要件の見直しが行われました。</p> <p>この見直しに伴い、本市条例に定める資格要件についても改めることで、この深刻化する技術職員不足に対応するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和6年3月29日 「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）」の公布。</p> <p>⇒「水道法施行令」及び「水道法施行規則」の一部が改正され、資格要件が改められた（施行日：令和7年4月1日）。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例に定める資格要件について、水道法施行令及び水道法施行規則の参酌基準と同等の内容とし、次のとおり改正すること。※詳細は資料1のとおり。</p> <p>1 布設工事監督者の資格要件</p> <p>(1) 下水道、道路又は河川に関する技術上の実務経験年数を算入可能とする。</p> <p>また、その実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有することとする。</p> <p>(2) 学科要件に、機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を追加し、それぞれ実務経験年数を規定する。</p> <p>(3) 国家資格（1級土木施工管理技士）を追加し、実務経験年数を規定する。</p> <p>(4) 履修科目による分類から専攻課程への分類に統一する。</p> <p>2 水道技術管理者の資格要件</p> <p>(1) 布設工事監督者の資格を削除する。</p>	

<p>決定等を要する事項</p>	<p>(2) 各学歴の分類に土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を追加し、それぞれ技術上の実務経験年数を規定する。</p> <p>(3) 国家資格（技術士上下水道部門及び1級土木施工管理技士）を追加し、それぞれ技術上の実務経験年数を規定する。</p> <p>(4) 履修科目による分類から専攻課程への分類に統一する。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和7年2月 令和7年3月市議会第1回定例会議の議案として提出 4月1日 改正条例の施行</p>

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例
の一部を改正することについて（補足資料）

令和 6 年 1 月 7 日
上下水道局経営総務課

1 布設工事監督者及び水道技術管理者について

(1) 布設工事監督者

水道施設の布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者

ア 設置根拠

水道法第 12 条第 1 項

「水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。」

イ 監督業務の対象となる布設工事

- (ア) 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の新設（法第 3 条第 8 項）
- (イ) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事（条例第 2 条第 1 号）
- (ウ) ちんでん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事（条例第 2 条第 2 号）

(2) 水道技術管理者

水道事業における水質等の基準の遵守や給水の判断など技術上の事務に係る責任者

ア 設置根拠

水道法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項

「水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者 1 人を置かなければならない。」

イ 従事内容

- (ア) 水道施設の施設基準の適合検査、水道施設の新設等に係る水質検査

- 及び施設検査など（法第19条第2項）
- (イ) 水質汚染時における取水、配水の停止及び制限その他の水道技術上の重要な事項に関する事務（条例第4条）

2 水道法施行令等の一部改正について

(1) 趣旨・背景

水道整備・管理行政の機能強化や携わる職員数の減少に伴い、水道法施行令にて資格要件が定められている布設工事監督者及び水道技術管理者の確保が困難となっていることから、資格要件の見直しが行われました。

(2) 改正内容

ア 布設工事監督者の資格要件

- (ア) 下水道、道路又は河川に関する技術上の実務経験年数を参入可能とする。

また、技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有することとする。

- (イ) 学科要件に、機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を追加し、それぞれ実務経験年数を規定する。

- (ウ) 国家資格（1級土木施工管理技士）を追加し、実務経験年数を規定する。

- (エ) 履修科目による分類から専攻課程への分類に統一する。

現行		ア(エ)	改正後	ア(ア)
分類	技術上の実務経験		分類	技術上の実務経験 ※
大学卒業 <短期大学を除く> ()内は、大学院にて1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程	衛生工学又は水道工学を履修 上記以外を履修	2年以上 (1年以上) 土木工学科又はこれに相当する課程	3年以上 (2年以上)
	—	—	機械工学科・電気工学科又はこれらに相当する課程	4年以上 (3年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程 修了	土木科又はこれに相当する課程	—	土木科又はこれに相当する課程	5年以上
	—	—	機械科・電気科又はこれらに相当する課程	6年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	7年以上	土木科又はこれに相当する課程	7年以上
	—	—	機械科・電気科又はこれらに相当する課程	8年以上
水道の工事に関する技術の実務経験のみ	10年以上	—	水道等の工事に関する技術の実務経験のみ ア(ア)	10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	1年以上	—	技術士 上下水道部門 2次試験合格	1年以上
—	—	1級土木施工管理技士 2次検定合格 ア(ウ)	—	3年以上

ア(ア) ※ 技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有すること

イ 水道技術管理者の資格要件

- (ア) 布設工事監督者の資格を削除する。
- (イ) 各学歴の分類に土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を追加し、それぞれ実務経験年数を規定する。
- (ウ) 国家資格（技術士上下水道部門及び1級土木施工管理技士）を追加し、それぞれ実務経験年数を規定する。
- (エ) 履修科目による分類から専攻課程への分類に統一する。

現行		改正後	
分類	技術上の実務経験	分類	技術上の実務経験
イ(ア) 布設工事監督者の資格を有する者	不要	—	—
イ(エ) 大学卒業 <短期大学を除く>	—	土木工学科・土木科又はこれらに相当する課程	3年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	土木工学科・土木科並びにこれらに相当する課程以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	4年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	—	土木工学科・土木科又はこれらに相当する課程	5年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	土木工学科・土木科並びにこれらに相当する課程以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	6年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	—	土木工学科・土木科又はこれらに相当する課程	7年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	土木工学科・土木科並びにこれらに相当する課程以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	8年以上
—	—	技術士 上下水道部門 2次試験合格	1年以上
—	—	1級土木施工管理技士 2次検定合格	3年以上

3 現行の条例を改正することについて

水道法では、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、水道法施行令及び水道法施行規則で定める資格を参酌して条例で定めることとされています。

今回の水道法施行令等の一部改正は、水質・衛生工学を含む水道工事全般の知見を必要とするものの、工事としては土木工事の形態をとる場合が多い

ことから、「水道の工事」以外の土木工事に関する実務経験を含めることとする「布設工事監督者の資格要件の拡大」と、水道法の中では重責を担い、水道全般に係る専門知識や相応の実務経験を必要とする「水道技術管理者の資格要件の最低限維持」という考えのもと、水道事業に関わる技術職員の確保を図るための改正となっています。

本市においても、技術職員の確保と技術継承が課題となる中、今回の水道法施行令等の資格要件の見直し内容は、上下水道局と建設部との部局間異動が生じて、水道整備・管理行政の強化及び携わる職員の確保が可能となるものであるため、これまでどおり同施行令等と同等の内容で改正するものです。

4 近隣の水道事業体の対応状況

事業体名	対応状況	改正内容
横浜市	改正済（令和6年第4回定例会）	水道法施行令と同等
川崎市	改正済（令和6年第4回定例会）	
神奈川県営水道	改正予定（令和7年第1回定例会）	
座間市	改正済（令和6年第2回定例会）	
小田原市	改正予定（令和7年第1回定例会）	
南足柄市	改正済（令和6年第4回定例会）	

5 水道施設課における有資格者の状況

	現行	改正後
布設工事監督者	11名	12名（+1名）
水道技術管理者	11名	12名（+1名）

※ 下水道等に関する実務経験年数を参入可能としたことによるもの。

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例
の一部を改正することについて

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に準じて、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるため、改正するものです。

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例
の一部を改正する条例

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例（平成24年秦野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「以下同じ。）の」を「次号及び第8号において「大学」という。以下同じ。）において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。））」に改め、「こと」の次に「（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）」を加え、同条第2号を次のように改める。

- (2) 大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

第3条第3号中「この号及び第5条第2号において」を削り、「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「第5条第2号」を「同号並びに第5条第1号、第2号」に、「水道」を「水道等」に改め、「こと」の次に「（2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）」を加え、同条第8号中「以上水道」を「以上水道等」に改め、「こと」の次に「（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に」を「第1号から第6号までに」に改め、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「こと」の次に「（それぞれの各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「あつては1年」を「つては2年」に、「あつては2年以上水道」を「つては3年以上水道等」に改め、「こと」の次に「（第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有

している場合に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「こと」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

第3条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「こと」の次に「（3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 第3条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

第5条第2号中「及び第4号」を「及び第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中

「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術決定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号に掲げる資格のいずれかとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。<u>次号及び第8号において「大学」という。以下同じ。</u>）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）</u>。</p> <p>(2) 大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。</p> <p>(3) 学校教育法に規定する短期大学（同法に規定する専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」とい</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号に掲げる資格のいずれかとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。<u>以下同じ。</u>）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること</u>。</p> <p>(2) <u>学校教育法に規定する大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること</u>。</p> <p>(3) 学校教育法に規定する短期大学（同法に規定する専門職大学の前期課程（以下この号及び第5条第2号において「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校に</p>

う。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程を修了した後を含む。同号並びに第5条第1号、第2号及び第4号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること(2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。)

(5) 学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること(3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。)

において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程を修了した後を含む。第5条第2号及び第4号において同じ。)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(4) 学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

(8) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法に規定する大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については2年以上、第2号の規定による卒業をした者については3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれの各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（それぞれの各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(6) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法に規定する大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれの各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定

による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号に掲げる資格のいずれかとする。

- (1) 第3条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号に掲げる資格のいずれかとする。

- (1) 布設工事監督者に必要な資格を有していること。

(2) 第3条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。第4号において同じ。）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(3) (略)

(4) 第3条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれの各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの各号に掲げる者ごとに規定する最低経過年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有してい

(2) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。第4号において同じ。）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(3) (略)

(4) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれの各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの各号に掲げる者ごとに規定する最低経過年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

ること。

(6) (略)

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術決定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(6) (略)

厚生発 0329 第 63 号

令和 6 年 3 月 29 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

各 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の施行について (通知)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律 (令和 5 年法律第 36 号。以下「整備法」という。) については、令和 5 年 5 月 26 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行される。また、本日、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 (令和 6 年政令第 102 号。以下「整備等政令」という。)、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令 (令和 6 年厚生労働省令第 65 号。以下「整理等省令」という。) 及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示 (令和 6 年厚生労働省告示第 171 号。以下「整理告示」という。) が公布され、一部を除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行される。

整備法の趣旨等については、「「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の公布について (通知)」 (令和 5 年 5 月 26 日生食発 0526 第 1 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知) により通知したところであるが、整備等政令、整理等省令及び整理告示等の内容について下記のとおり通知する。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の保健所設置市を除く市町村並びに都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対してもこの旨周知をお願いする。なお、本通知の写しを別記の関係団体等あてに別途送付する旨申し添える。

記

第1 改正の概要

1 組織法令の改正

(1) 食品衛生基準行政関係の改正

食品衛生基準行政に関する事務を消費者庁に移管し、健康・生活衛生局食品基準審査課を廃止すること。

なお、食品衛生監視行政に関する事務は、令和6年度以降も引き続き厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課において処理すること。

(2) 水道整備・管理行政関係の改正

水道整備・管理行政に関する事務を国土交通省及び環境省に移管し、健康・生活衛生局水道課を廃止すること。

2 作用法令の改正

(1) 食品衛生基準行政関係の改正

関係法令において、

- ・ 「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、
 - ・ 「薬事・食品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」に改める
- 等の所要の改正を行ったこと。

(2) 水道整備・管理行政関係の改正

① 大臣名等に係る所要の改正

関係法令において、

- ・ 水質又は衛生に関する事務については、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から「厚生労働大臣」を「環境大臣」に、
- ・ 当該事務以外の事務については、社会資本の統合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める

等の所要の改正を行ったこと。

② 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しに係る改正

両資格の資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、整備法の趣旨を踏まえて、資格要件に下水道等に

関する実務経験を含める等の改正を行ったこと。

また、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程の追加や、職員数の少ない小規模事業者における技術上の実務経験年数の見直し等を行ったこと。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。ただし、**第1の2の(2)の②**については令和7年4月1日から施行すること。

第2 既存の通知等の取り扱い等について

1 食品衛生基準行政関係

(1) 厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課から消費者庁食品衛生基準審査課へ移管される事務に係る通知等について

厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課から消費者庁食品衛生基準審査課へ移管される事務に係る既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した庁名、大臣名等の改正を行わなくとも、「厚生労働省」とあるのは「消費者庁」と、「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」等と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

(2) 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課から消費者庁食品衛生基準審査課へ移管される事務に係る通知等について

これまで厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課が所掌していた事務のうち、

- ・ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に基づく、乳等に使用する添加物、調製粉乳及び調製液状乳に係る厚生労働大臣の承認に関するもの
- ・ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に基づく、製造基準に規定する以外の方法により、塩漬け等を行い食肉製品を製造しようとする場合及び塩漬け等を行った食肉製品を輸入しようとする場合の厚生労働大臣の承認に関するもの

については、令和6年度以降、消費者庁食品衛生基準審査課に移管されることとなるが、これらの事務に関する通知等については、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した庁名、大臣名等の改正を行わなくとも、

「厚生労働省」とあるのは「消費者庁」と、「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

(3) 厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課から同局食品監視安全課に移管される事務に係る通知等について

これまで厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課が所掌していた事務のうち、

- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 8 条第 1 項の指定成分等の指定や指定成分等含有食品による健康被害の情報収集に関するもの
- ・ 食品衛生法第 52 条第 1 項の器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置に関するもの

等については、令和 6 年度以降、同局食品監視安全課に移管される又は消費者庁食品衛生基準審査課との共管となるが、これらの事務に関する通知等については、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した課名等の改正を行わなくとも、「食品基準審査課」とあるのは「食品監視安全課」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

(4) 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課の所掌事務に係る通知等であって、移管後も同課において所管するものについて

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課の所掌事務に係る通知等であって、移管後も同課において所管するものについては、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した課名等の改正を行わなくとも、「厚生労働省食品基準審査課」を「消費者庁食品衛生基準審査課」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

(5) 通知等が発出した主体の読替えについて

消費者庁移管前に発出された局内各職による通知等であって、第 2 の 1 の(1)～(3)に係る事務に関するものは、別途の通知等が発出されない限り、同庁移管後に当該通知等に係る事務を所管する職の発出による通知等とみなすこと。

(6) 申請書、報告書等の提出先について

第 2 の 1 の(1)及び(2)に係る事務に関する申請書、報告書等の送付先については、令和 6 年 4 月 1 日以降は、当該申請書、報告書等に係る事務を所

掌する消費者庁食品衛生基準審査課とされたい。

第2の1の(3)に係る事務に関する申請書、報告書等の送付先については、令和6年4月1日以降は、当該申請書、報告書等に係る事務を所掌する厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課とされたい。

2 水道整備・管理行政関係

(1) 移管される事務に係る通知等について

移管される事務に関する既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した省名、大臣名等の改正を行わなくとも、水質及び衛生に関する事務について「厚生労働省（厚生労働大臣）」とあるのは、「環境省（環境大臣）」と、これ以外については「厚生労働省（厚生労働大臣）」とあるのは「国土交通省（国土交通大臣）」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

(2) 通知等が発出した主体の読替えについて

水道整備・管理行政の移管前に発出された健康・生活衛生局内各職による通知等は、別途の通知等が発出されない限り、行政移管後に当該通知等に係る事務を所管する職の発出による通知等とみなすこと。

(3) 申請書、報告書等の提出先について

移管される事務に関する申請書等の送付先については、別途の通知等が発出されない限り、令和6年4月1日以降は、当該申請書等に係る事務を所掌する国土交通省地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の担当課室とされたい。

別記 関係団体等

一般社団法人日本添加物協会
公益財団法人日本健康・栄養食品協会
公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本薬剤師会
公益社団法人日本栄養士会
公益社団法人日本獣医師会
公益社団法人日本食品衛生協会
一般財団法人食品産業センター
公益社団法人日本水道協会
全国簡易水道協議会
一般社団法人日本水道工業団体連合会
公益財団法人水道技術研究センター
全国管工事業協同組合連合会
公益財団法人給水工事技術振興財団
全日本水道労働組合
一般社団法人全国給水衛生検査協会
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
独立行政法人水資源機構
国設専用水道の設置者

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案要綱

第一 食品衛生法施行令の一部改正（第一条関係）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（第十の二において「整備法」という。）により新たに内閣総理大臣の権限とされた食品衛生法上の権限のうち、消費者庁長官に委任されないものを定めること。

第二 水道法施行令の一部改正（第二条関係）

一 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改めることとする。

二 国土交通大臣及び環境大臣の連携に関する規定の整備を行うこと。

三 その他所要の改正を行うこと。

第三 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部改正（第三条関係）

一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（二において「法」という。）第三条に規定する政令で定める公共土木施設に水道法第三条第八項に規定する水道施設（同条第二項に規定する水道事業又は同条第

四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。）又は一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以下である水道（同条第一項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設を加えることとする。

二 一の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業を法第八条の二に規定する政令で定める緊要な災害復旧事業とすること。

1 取水施設、貯水施設又は導水施設の破壊又は埋塞で原水の供給を著しく阻害するもの

2 浄水施設の破壊又は埋塞で浄水を得るのに重大な支障を与えるもの

3 送水施設又は配水施設の破壊又は埋塞で浄水の供給を著しく阻害するもの

三 その他所要の改正を行うこと。

第四 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令の一部改正（第九条及び第十条関係）

一 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等

に関する政令の水道事業に類する事業に係る規定を削り、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令に加えることとすること。

二 その他所要の改正を行うこと。

第五 厚生労働省組織令の一部改正（第十一条関係）

一 健康・生活衛生局に置かれた課のうち、水道課及び食品基準審査課を廃止することとすること。

二 健康・生活衛生局食品監視安全課の所掌事務に、食品衛生法第五十二条第一項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に関すること及び健康・生活衛生局の所掌事務に属する国際関係事務で食品の安全性の確保に係るものに関する連絡調整に関することを加えることとすること。

三 その他所要の改正を行うこと。

第六 国土交通省組織令の一部改正（第十二条関係）

一 水管理・国土保全局の所掌事務に、水道に関することその他の人の飲用に供する水の利用に関することを加えることとすること。

二 大臣官房に、上下水道審議官一人を置き、その職務を定めることとすること。

三 水管理・国土保全局に置かれた部のうち、下水道部を廃止するとともに、同局に上下水道企画課、水道事業課及び下水道事業課を置き、それらの所掌事務を定めることとする。

四 その他所要の改正を行うこと。

第七 環境省組織令の一部改正（第十三条関係）

一 水・大気環境局及び水・大気環境局環境管理課の所掌事務に、環境の保全の観点からの水道水その他の人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する基準等の策定並びに当該保全及び措置に関する規制（水を供給する者に対するものを除く。）の実施に関することを加えることとする。

二 その他所要の改正を行うこと。

第八 薬事・食品衛生審議会令の一部改正（第十四条関係）

一 題名を「薬事審議会令」に改めることとする。

二 委員の人数を三十人から二十人に改めることとする。

三 薬事・食品衛生審議会に置かれた分科会を廃止すること。

四 その他所要の改正を行うこと。

第九 その他所要の改正を行うこと。

第十 施行期日等

一 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。ただし、**第二の一については令和七年四月一日から施行すること。**（附則第一条関係）

二 整備法の施行に関し必要な経過措置等を定めること。（第十五条から第十七条まで及び附則第二条関係）